様式第3号(ア)（第5条関係）

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書

年　　月　　日

（宛先）　　消防署長

届出者
住　所
（電話　　）
氏　名

発生予定日時	自 至
発生場所	
燃焼物品名及び数量	
目的	
その他必要な事項	

※　受付欄	※　経過欄

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。

3　その他必要な事項欄には、消火準備の概要その他参考事項を記入すること。

4　※印の欄は、記入しないこと。

遵　守　事　項

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為を行うにあたり、下記の事項を守ること。

また、<u>この届出は、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する行為に対して事前に消防が把握するための届出であり、許可ではありません。</u>

記

１．　火災警報発令中の場合は中止すること。

２．　市民から苦情等があった場合は中止すること。

・苦情等により消防が出動した際には、原則消火していただきます。

・野外焼却（例外除く）・産業廃棄物等の焼却の行為にあっては関係機関へ連絡いたします。

３．　責任者は、必ず現場で状況を常時監視し、消火用具を準備すること。

４．　燃焼物品（枯草等）は、出来るだけ１箇所に少量集積し、風により火の粉が周囲へ飛散しないように焼却すること。(多量にある場合は、数回に分けて実施。)

５．引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の近くにおいては、実施しないこと。

６．　当日、実施する前に所轄消防署に電話すること。(連絡先参照)

７．　この行為に係る事故、災害等一切の責任は届出者とする。

【連絡先】

□各務原西部方面消防署　☎058-371-7040

□川島分署　☎0586-89-3266　□南出張所　☎058-386-9346

□尾崎出張所　☎058-389-4119

□各務原東部方面消防署　☎058-384-1191

□北分署　☎058-389-1191　□みどり坂出張所　☎058-370-3119